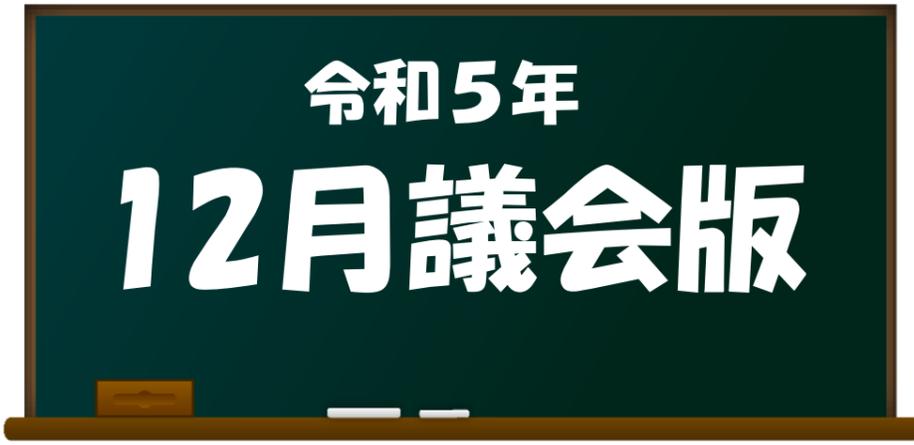


内藤幸男と座間の未来を考える会

市政ドリル 第42号



責任感

郷土愛

情熱



1年間お世話になりました。新年も引き続き、地域にご恩返ししてまいります。

問1

相武台コミセンに待機用児童ホームを新設するための補正予算が組まれました。新設される公設民営の待機用児童ホームの受入れは何名となるでしょうか？

①25名

②34名

③43名

④52名

問2

座間市の生活保護世帯は多いことでも知られていますが、実際、保護率は何パーミル(人口1,000人あたりの人数)でしょうか？

①8.45パーミル

②14.48パーミル

③18.95パーミル

生活保護世帯の増加に伴い約2億円増額

生活保護人数は1年間で約100名増加

令和5年第4回定例会では、被保護世帯数の増加に伴う予算措置として、1億9594万6千円の増額がされました。こちらは、各扶助費の本年8月までの支給実績をもとに当初予算の約5%の増を見込んだ増額です。

本市の非保護世帯数・人数は、令和4年4月1日現在では1917世帯2393名だったものに対し、令和5年4月1日現在では2012世帯2494名と約100名増加しています。また、扶助費についても、令和元年度から3年度までは38億円余から39億円余の間で推移をしていたものの、令和4年度は41億円余に増加しています。これまで、きめ細やかな相談支援事業を通して、さまざまな問題を抱えて生活に困っている方の課題解決と自立支援をされてきたことには賛意を表しますが、近隣市と比べ、保護率が高く、偏りが出ている現状については今後、しっかりと調査分析をした対応を行うべきと考えます。

相武台コミセンに公設民営の待機用児童ホームを新設するための補正予算も組まれました。民設ではなく公設とすることで少子化による将来的な利用者の減少に応じ、実施場所の統廃合が容易であることや、コスト面でも公共施設に開設することで民設児童ホームを新たに開設するための施設整備が不要になるといったメリットがあることが示され、さらに今回の対応により、相武台地域の児童ホームの待機児童解消につながるという強い思いが述べられました。

座間市と近隣市の生活保護率の状況

自治体名	生活保護率
座間市	18.95
海老名市	8.45
綾瀬市	9.99
大和市	15.22
厚木市	14.48
相模原市	19.57

他にも、今定例会では、現行の職員定数903名を961名に改正する「座間市職員定数条例の一部を改正する条例」についての議案や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施するための補正予算なども提案されました。

確かな一歩の積み重ねで座間市の未来へつなぐ。

答え 問1 ③、問2 ③

内藤幸男と座間の未来を考える会

☎090-6107-3467

✉zama@naito-yukio.com

〒252-0028 座間市入谷東3-8-23



内藤幸男

検索

討議資料

自民党



都市公園等車両進入等の手続きマニュアル 「分からない」「お答えできない」連発

都市公園等車両進入等の手続きマニュアルは、本来は車の乗り入れを禁じている公園内を車が自由に走り、駐車している状況があったことから、市民から苦情が相次ぎ寄せられたことで平成30年12月19日に決裁がされ、作成されたものです。令和5年第3回(9月)の定例会の一般質問において、座間公園内にある市道に設置されていた車止めを市が地域住民に説明なく、撤去したことを問題視した際に、自治会に配布されていた「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」を私が読み上げたところ、市長が「行政文書として不適切」である旨を答弁したことで、さまざまな疑問点が発生しています。



弁護士相談を行いながら設定した重大なマニュアル

このマニュアルは、13ページに渡るもので、2ページ目にはマニュアルを設定した目的や経緯、課題、対策が記載されています。その経緯を見ると、平成28年の秋頃より、●●公園周辺の住民から、●●●関係者が、公園内で車両の通行・駐車を頻繁に行っているとの苦情が相次ぎ、調査したところ、市が緊急時に使用するよう●●●に貸与した鍵を使用して車止めの鍵を外していることが判明した。市は車両進入を止めるよう通告、さらに話し合いを行ったが、進入を止めなかったため、車止めを施錠し、進入を阻止した。その後、市は顧問弁護士に相談の上、他の公園や広場等の使用方法等について調べたところ、本来では公園の使用を許可できない案件があることを確認したため、手続きマニュアルを設定されたことが記載されています。

そこで、今回の定例会では、当時の弁護士を含めた協議はいつ、どのように行われ、どのような話し合いがされたのか伺ったところ「**お答えすることはできません**」。

さらに、内容はお答えできないということで、何回ぐらい相談したのか尋ねたところ、こちらも「**座間市情報公開条例第七条第三号に該当するためお答えすることはできません**」ということでした。当時の出張記録についても「**保存期間が一年ですので存在しておりません。出張の決済は一般的には所属長がするものだと理解をしておりますが、本件については分かりかねません**」と答弁されました。

さらに、「お答えできない」「分からない」という答えばかりだが、弁護士とのやりとりは口頭レベルでもらったのか、書類で提出をいただいたのか尋ねたところ、またもや「**お答えできません**」ということであり、完全に黙秘体制を貫いていました。

これだけ重大なマニュアルを なぜ自治会が持っているのか？

このマニュアルは、私とはある自治会様から預かったものです。現在になって、座間市情報公開条例の第七条第三号(審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの)に該当するというほど、重要な情報が記載されているマニュアルがどのような経緯で自治会に渡ったのか確認させていただきました。

当局からは「**現時点では分かりかねます**」との回答でした。そこで、自治会総連合会の議事録に、マニュアルは窓口に来た方に渡すということが記載されているが、窓口で渡していたのか尋ねたところ「**相談に来られた方にはお渡ししている**」と答弁がされ、誰でも入手できたことを確認いたしました。

ホームページではどのような情報公開がされていた？

紙ベースでは、窓口で誰もが受け取れたマニュアルですが、ホームページの掲載はどうなっているか確認したところ「**確認できる範囲では経過が入っていない形で掲載されている**」との答弁でした。

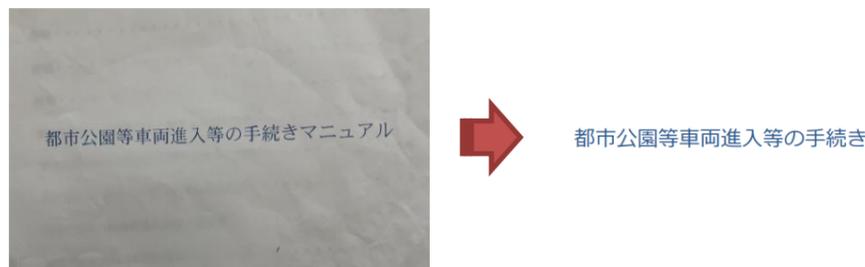
起案無しにいつの間にかつくりかえられたマニュアル

経過が入っていない形でホームページに掲載されていることですが、現在は背景の部分が消えている他、「都市公園等車両侵入等の手続き」として別のものになっている状態です。

そこで再度、「マニュアル」の状態でのホームページ公開はどうなっていたのか尋ねたところ「**ホームページに載っている事実を確認できません**」とお答えがあり、さらに、当初作成したマニュアルはホームページに公開された事実がないとのことだが、現在、手続きとして新しくなったものはいつから公開されているのか伺ったところ「**過去のログがすべて消去されており、現時点ではいつから公開されていたのかは把握できません**」と、お答えがされ、さらに、把握できないということだが、掲載に決裁が必要ではないのか尋ねたところ「**決裁文書が無いので、把握できない状況です**」と、そんなことがあるのかという驚きの答弁でした。

つぎに、「マニュアル」から「手引き」につくりかえた際の決裁文書を確認したところ「**その存在は確認できません**」との答弁がされ、さらに題目も中身も変わり、新しくなっているにも関わらず決裁文章が確認できない理由を確認したところ「**理由については分かりかねます**」との答弁がされました。

また、決裁文章がなくなるのは、破棄か誰かが意図的に処分するしかないが、どう考えているのか尋ねたところ「**公文書ですので保存年数がある。1年、3年、5年、30年なのは、今わかりかねますが、その保存年数で、破棄されたものと考えております**」との答弁がされました。起案は平成30年12月11日ですので、一般質問を実施した11月29日は、まだ5年が経過しておらず、不信感が残る答弁でした。



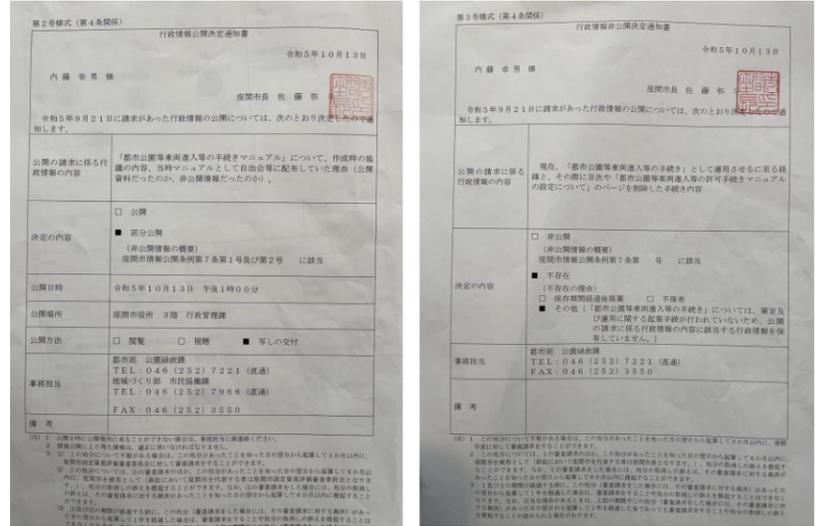
恣意的に扱われる座間市情報公開条例

今回のやり取りでは、「座間市情報公開条例の第七条第三号に該当する」という理由で答弁をしないケースが、頻繁にありました。この情報公開条例の第七条は、〇〇の恐れがあるものということで、行政側の判断で恣意的な扱いができてしまいます。今回のマニュアルについても作成した時点では、公開・非公開区分は、第七条第一号の規定はありましたが、第三号に該当という記載は一切ありませんでした。このような状況になっている見解をもとめたところ「**本来七条第三号であるべきところを間違えたというふうにはか捉えられません**」との、過去に責任を押し付けるかのような答弁が返ってきました。

こちらのページでは、あくまでも令和5年第4回(12月)定例会での一般質問のやり取りを記載していますが、同時に、情報公開請求や審査請求を行っていますので、その内容を隣のページに記載させていただきます。照らし合わせると、多くの疑義が生じる事案であることが分かります。

マニュアルについて情報公開請求するも、 回議案用紙と自治会総連合会の議事録しか提供されず

令和5年第3回(9月)定例会の一般質問のやり取りで、疑義が生じたため、令和5年9月21日付けで情報公開請求をしました。その内容は、「都市公園等車両進入等の手続きマニュアル」について、「作成時の協議の内容」、「当時マニュアルとして自治会等に配布していた理由(公開資料だったのか、非公開情報だったのか)」。さらに、現在、「都市公園等車両進入等の手続き」として運用されることになった経緯と、その際に目次や都市公園等車両進入等の許可手続きマニュアルの設定についてのページを削除した手続き内容が分かる資料を求めるための対応です。この情報公開請求に対して、同年10月13日付けで、部分公開(非公開情報の概要は座間市情報公開条例第7条第1号及び第2号に該当)ということで回答が届きました(右資料)。



回議案資料に記載された「都市公園等車両進入等の許可手続きマニュアル」はなぜ開示されない？

市から提供された回議案用紙には、件名に「都市公園等進入等の許可手続きマニュアルの設定について」と記載があり、さらに件名の下には、別紙のとおり設定してよいでしょうか。と回議案用紙と共にマニュアルを添付していることが伺えます。さらに、過去の経緯から重要な内容であるため、本来は部長決裁とするところを市長決裁にしたことも記載されています。

しかしながら、担当の公園緑政課長からは、情報開示の際に、この回議案用紙と市と自治会総連合会の意見交換会の議事録しか残っている資料が無いと説明を受けました。
なぜ、当時市長決裁を行い、作成され、保管されたマニュアルが提供されなかったのかなぞが残ります。

保存期間は30年、なぜ破棄したのか？

市から提供された回議案用紙には、書類の保存期間も示されており、30年の場所に○が付けられています。(右写真)一般質問では副市長が「1年、3年、5年、30年なのかは、今わかりかねますが、その保存年数で、破棄されたものと考えております」と答弁がされています。
30年保存の最も厳重に扱われなければならない書類が、すでに破棄されたのはなぜなのか、不信感が生じます。
さらに申しますと、起案日は平成30年12月11日、決裁日は平成30年12月19日となっています。
5年経っていないものを覚えていないということも不思議ではありません。

「手続き」に変更して運用した際の起案手続きは無し

一般質問でも確認していますが、当初作成した都市公園等車両進入等の許可手続きマニュアルからいつの間にか「手続き」として、題目や中身が変更されてホームページに記載をされています。情報公開請求では、その際に行われる手続きの資料を求めたものの、資料は「不存在」でした。回答理由は、起案手続きが行われていないため、公開の請求に係る行政情報を保有していないとのことでした。
決裁をされていない、行政情報が公にされているのは疑問が生じますし、本当にこのような対応で良いのか不安を覚えます。

情報公開請求の対応に不服を感じ審査請求を実行

以上のことから、令和5年12月6日に審査請求を行い、回議案用紙に件名として記載されている都市公園等車両進入等の許可手続きマニュアルの設定について分かる資料を請求しました。適切に情報公開されることを願っています。

情報公開請求によって示された回議案用紙

都市公園等車両進入等の手続きマニュアルに関する調査特別委員会の設置が決定

12月20日の定例会閉会日に、「都市公園等車両進入等の手続きマニュアルに関する特別委員会の設置」を求める議案を議員提出議案として上程し、全会一致で可決されました。今後は、非公開情報が記載された都市公園等車両進入等の手続きマニュアルが作成され、自治会等に配布されることとなった経過や同マニュアルから非公開情報部分が削除され、新たな文書として作成された「都市公園等車両進入等の手続き」として決裁文書が確認できないことなどの事実確認を行い、真実を探求し、市民から信頼される行政運営の確立に資することを目的に委員会を開催していきます。



2023年12月20日の神奈川新聞にも取り上げられました。

関東若手議員の会の会長に就任いたしました

全国最大の超党派組織である、全国若手議員の会の構成組織で、関東(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県)の1都7県にある、市区町村議会のなかで、39歳以下で初当選し、45歳未満の議員で構成される「関東若手議員の会」の会長職を9月1日よりお預かりすることになりました。

現在260名を超える若手の議員が所属をし、高い理想と志のもと、連携を深めながら、政治の在り方を真剣に考えています。この大きな経験と繋がりを地域のために活かしてまいります。



埼玉県志木市で小中一貫教育について研修



山梨県都留市で小水力発電の取り組みを視察



若い議員同士の繋がりを大切にしています

会派での活動報告



令和6年度の予算・施策要望を11月6日に行いました。

市民の皆様からいただきました要望を会派でまとめあげ、医療・福祉や教育、行政改革、地域コミュニティ、公園・広場の整備、都市計画、道路の整備、歩行者の安全対策、消防・防犯・防災など17項目、約350の要望を市長へ届けました。



新潟県柏崎刈羽原子力発電所に視察に伺い、原子炉建屋に入り、原子力発電について学ぶ機会をいただきました。

電気が当たり前にある社会に改めて幸せを感じると同時に、日本のエネルギー自給率の低さに危機感を感じました。

こんな活動もしています！

座間駅前に賑わいと憩いをつくる為、本年もクリスマスイルミネーション点灯式を開催しました。点灯は1月末まで行っています(写真左)。

11月に「グローバルキッズキャンプ～日米友好プロジェクト～」を開催しました。当日はアーン小学校の子ども達と座間市内の小学生とで交流事業を実施しました。



1 皆様からの要望に誠実に応えます	2 教育・医療・福祉分野でのICT(情報通信技術)の活用を推進します	3 災害に強いまちづくりを推進します	4 地域の新たな魅力を創出します	5 通学路の安全対策を進めます	6 地域特性を活かした英語教育を推進します
7 ババ・ママが安心できる子育て環境を整備します	8 多様化社会に合った地域コミュニティの再生を目指します	ZAMA CITY FOR THE FUTURE NAITO YUKIO POLICY GOALS 16 ～座間市の未来へ～ 内藤幸男16の目標		9 協働のまちづくりを推進します	10 空き家のデータ収集と有効活用を進めます
11 ふれあいと活力ある健康長寿社会づくりを推進します	12 歴史・文化を活用したシティプロモーションを提案します	13 座間駅前の活性化に力を入れます	14 障がい者が自立できる支援策を推進します	15 国内友好交流都市との連携強化を目指します	16 目標実現のためあらゆる発言機会を活かします

皆さまの **身近な議員** として、**地域の要望に誠実に応え、地域に恩返し**をしていきます！



プロフィール

生まれ：昭和58年1月22日

出身校：産業能率大学経営学部卒(地域環境論：まちづくりゼミ)

職歴：前々職) IT系ベンチャー企業コンサルティング営業管理職 / 前職) (株)タウンニュース 社記者

その他：座間市消防団団員(第1分団第1部)
(一社)座間青年会議所(2023年度専務理事)

関東若手議員の会 会長(R4-R5)

財政研究会地方議員連盟発起人

<今期の議員役職>

自民党・いさま 幹事長

民生教育常任委員会 委員長

ICT推進検討委員会 委員長

後援会へのご加入も随時募集しております。ご要望なども気軽にご相談ください。
お電話090・6107・3467もしくはメールzama@naito-yukio.comにてご連絡ください。